

危険物等海上運送基準検討会 第1回個品危険物査定検討WG 議事要旨

1. 日時： 平成22年7月7日（水） 16：00～17：00

2. 場所： 中央合同庁舎2号館15階会議室

3. 出席者：

（委員） 新井委員、太田委員、大前委員、松木委員、三宅委員

（事務局） 検査測度課 近藤、武藤、重松

（オブザーバー） エア・ウォーター株式会社 小林氏

日本海内航汽船株式会社 福島氏

4. 議事概要

（1）開会等

- ・委員長の選出が行われ、新井委員が委員長に選出された。続いて、事務局より配布資料の確認が行われた。

（2）内航自動車渡船による甲板下積載禁止危険物の積載方法について

- ・事務局から甲板下積載が禁止されている液体酸素を佐渡島へ運送するために内航自動車渡船において液体酸素タンクローリーを甲板下積載することについて、経緯、他の許可事例、今回の検討内容及び本運送方法の妥当性についての説明が行われた。（資料WG1-1）

（3）質疑応答

- ・積載車両の固縛について、固縛ラインと車両甲板との角度が比較的抑えられていることが確認され、液体酸素タンクローリーに作用する外力による移動を抑制するための固縛として有効であるとの認識が示された。
- ・液体酸素が漏えいし可燃物に接触すると、発火源がなくても出火することがあるので、積載車両及び積載貨物の固縛等に必要な場合を除いて可燃物を極力積載しないこと及び積載区域の整理整頓が重要であるとの認識が示され、積載時の点検活動が有効であるとの認識が示された。
- ・運航を予定している海域における行き会い船舶の状況について、行き会い船舶は10隻程度の航路であるとの意見がオブザーバーから示され、運送予定船舶が装備しているレーダ及び衝突予防援助装置により、衝突を防ぐための対策として十分であるとの認識が示された。

（4）審議概要

- ・オブザーバーの退席後、本運送方法の妥当性についての審議を行ったところ、以下の4点について注意する必要があるとの指摘が示された。
 - ①積載区域の通風に関し、排気式通風機及び吸気口の位置を確認し、液体酸素タンクローリー近辺の通風の流れが確保されているかを確認すべきとの指摘があり、オブザーバーに調査を要請することにした。
 - ②液体酸素タンクローリーの安全を確保するため、液体酸素タンクローリーの周囲の車両及び他の積載貨物の固縛を強化する必要があると、安全マニュアルの作業手順にその旨記載させることとした。
 - ③可燃物を極力積載しないこと及び可燃物の排除の観点から積載区域の整理整頓を要求することにした。

④佐渡島への運送の特殊性及び必要性について説明を求めることにした。

(5) その他

- ・上記(4)で指摘を受けた4点について、運送の安全性に関係するため、オブザーバーに対応を指示し、後日報告を受けた際には各委員に説明し、意見を求めることにした。

(以上)